

# 藻類

THE BULLETIN OF JAPANESE  
SOCIETY OF PHYCOLOGY

昭和34年12月 December 1959

## 目次

汽水系宍道湖にみられるオオイシソウの生態 .....	秋山 優	71
東北地方産海藻雜記 (3) .....	川嶋 昭二	74
珪藻類図説 .....	津村 孝平	81
地衣体を構成する藻類の同定 .....	佐藤 正己	88
ハナヤナギの駆虫成分 .....	竹本 常松 醒 翻 皓二	92
アイルランドの海藻利用 .....	瀬木 紀男	93
クロキヅタの新産地 .....	野村 義弘	98
カリホルニア大学に学んで .....	田中 剛	98
田原先生を訪ねて .....	中沢 信午	101
学会録事 .....		103

日本藻類學會

JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

## 日本藻類学会々則

- 第1条 本会は日本藻類学会と称する。
- 第2条 本会は藻学の進歩普及を図り、併せて会員相互の連絡並に親睦を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。
1. 総会の開催 (年1回)
  2. 藻類に関する研究会、講習会、採集会等の開催
  3. 定期刊行物の発刊
  4. その他前条の目的を達するために必要な事業
- 第4条 本会の事務所は会長のもとにおく。
- 第5条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第6条 会員は次の3種とする。
1. 普通会員 (藻類に関心をもち、本会の趣旨に賛同する個人又は団体で、役員会の承認するもの)。
  2. 名誉会員 (藻学の發達に貢献があり、本会の趣旨に賛同する個人で、役員会の推薦するもの)。
  3. 特別会員 (本会の趣旨に賛同し、本会の發展に特に寄与した個人又は団体で、役員会の推薦するもの)。
- 第7条 本会に入会するには、住所、氏名 (団体名)、職業を記入した入会申込書を会長に差出すものとする。
- 第8条 会員は毎年会費300円を前納するものとする。但し、名誉会員及び特別会員は会費を要しない。
- 第9条 本会には次の役員をおく。
- 会長 1名。 幹事 若干名。 評議員 若干名。
- 役員の任期は2ヶ年とし重任することが出来る。但し、評議員は引続き3期選出されることは出来ない。
- 役員選出の規定は別に定める。(附則 第1条~第4条)
- 第10条 会長は会を代表し、会務の全体を統べる。幹事は会長の意を受けて日常の会務を行う。
- 第11条 評議員は評議員会を構成し、会の要務に関し会長の諮問にあづかる。評議員会は会長が招集し、また文書をもつて、これに代えることが出来る。
- 第12条 本会は定期刊行物「藻類」を年3回刊行し、会員に無料で頒布する。
- (附 則)
- 第1条 会長は総会に於いて会員中より選出される。幹事は会長が会員中よりこれを指名する。
- 第2条 評議員の選出は次の二方法による。
1. 各地区別に会員中より選出される。その定員は各地区1名とし、会員数が50名を越える地区では50名までごとに1名を加える。
  2. 総会に於いて会長が会員中より若干名を推薦する。但し、その数は全評議員の1/3を越えることは出来ない。
- 地区割は次の7地区とする。
- 北海道地区。東北地区。関東地区 (新潟、長野、山梨を含む)。中部地区 (三重を含む)。近畿地区。中国・四国地区。九州地区 (沖縄を含む)。
- 第3条 会長及び幹事は評議員を兼任することは出来ない。
- 第4条 地区選出の評議員に欠員を生じた場合は、前任者の残余期間、次点者をもつて充当する。
- 第5条 本会則は昭和33年10月26日より施行する。